

長野市地域福祉推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の特性に応じた地域福祉推進基盤を整えるため、地域福祉活動計画に基づき各地区が地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉ワーカーを設置する事業並びに各地区が高齢者の介護予防及び生活支援を行うための体制を整備する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (2) 地域福祉活動計画 地区住民が自ら地域に根ざして課題やニーズを把握し、及び認識し、それらに応じた地域福祉活動を推進するために、長野市地域福祉計画に沿って地区ごとに策定する計画をいう。
- (3) 地域福祉ワーカー 地区の各種団体、組織等と連携して、支え合い活動の創出及び担い手の養成、地域住民を対象とした支え合い活動の紹介、地域福祉に関する広報、ボランティア学習の企画、実施等の業務を行う住民自治協議会に属する職員をいう。
- (4) 生活支援コーディネーター 地域の生活支援サービスに関する資源の把握、介護予防の活動づくり、生活支援サービスを提供する担い手の養成及び当該担い手のネットワーク化等地域における高齢者の生活支援体制の構築に向けた総合的な調整の役割を果たす者をいう。
- (5) 地域福祉コーディネーター（ワーカー）養成研修 地域福祉活動計画の策定や協働のネットワークづくり等に活躍する人材を養成するために社会福祉法人長野県社会福祉協議会が行う研修をいう。
- (6) ボランティア養成講座 新しい総合事業によるサービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活総合支援事業のうち、市長が別に定めるサービスをいう。）を提供するために、当該地区の住民等が主体的に活動する体制を構築し、又は整備すること等を目的として住民自治協議会等が主催し、又は企画する研修をいう。
- (7) 生活支援コーディネーター養成研修 国又は県が主催し、又は企画する生活支援コーディネーターの養成に関する研修をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、住民自治協議会及び市長が適当と認める団体とする。

(補助金の対象経費及び補助率)

第4 補助金の交付の対象となる経費(次項において「対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉ワーカーを雇用する事業に要する経費
- (2) 地域福祉ワーカーが実施する生活支援コーディネーターの業務に要する経費
- (3) 地域福祉コーディネーター(ワーカー)養成研修の受講に要する経費
- (4) 地区において行うボランティア養成講座の開催に要する経費
- (5) 地域福祉ワーカーが受講する生活支援コーディネーター養成研修の受講に要する経費

2 補助率は、対象経費の10分の10以内とし、補助金の限度額は、前項第1号の事業に係るものにあつては230万円、同項第2号から第5号までに掲げる経費にあつては合計で20万円とする。

3 2以上の長野市地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターで、市が設置し、又は市の委託を受けて設置されたものをいう。)と連携することが必要である者のうち、市長が特に認めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「230万円」とあるのは「460万円」と、「20万円」とあるのは「40万円」とする。

(交付の制限)

第5 この補助金は、この補助金以外の補助金等と対象経費を重複して交付しない。

2 一の地区でこの要綱に基づく補助金の交付を受けている団体があるときは、当該地区に属する他の団体については、この要綱に基づく補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市地域福祉推進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民自治協議会又は実施団体の規約及び役員名簿
- (2) 地域福祉推進事業収支予算書
- (3) 地域福祉ワーカーを雇用する場合には、地域福祉ワーカーとして雇用する者の氏名、住所及び経歴を示す書類並びにその者の任用通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書類の提出期限及び提出方法は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市地域福祉推進事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市地域福祉推進事業中止承認申請書(様式第3号)又は長野市地域福祉推進事業廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告書)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市地域福祉推進事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉推進事業収支決算書
- (2) 事業の実施状況を示す資料、写真等
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市地域福祉推進事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年10月6日長野市告示第677号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月31日長野市告示第140号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日長野市告示第139号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日長野市告示第143号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日長野市告示第107号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日長野市告示第143号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。